

安全報告書

(2016年度)

この報告書は航空法第111条の6の規定に基づき作成、公表するものです。
報告内容は2016年4月1日から2017年3月31日を対象期間としています。

株式会社 ジャネット

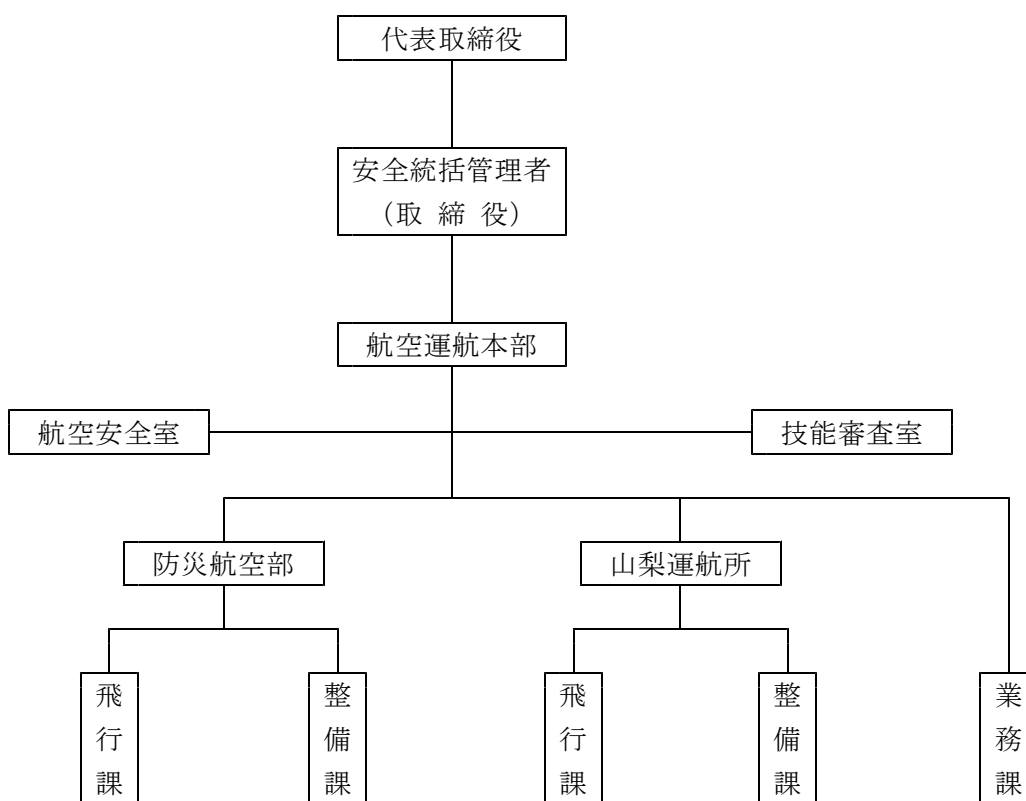
1 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

株式会社ジャネットは「安全最優先」を経営の基本方針とし、安全に関する社内啓蒙活動を活発に行います。お客様の「安心」と「信頼」こそ会社経営の基盤ととらえ、社員全員が関係法規等を遵守し、無事故及びトラブルゼロを目指します。

2 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

(1) 安全確保に関する組織及び人員に関する情報

ア 全体及び安全確保に関する組織図



イ 各組織の機能・役割の概要

- (ア) 代表取締役 : 運航の安全における最終責任
安全施策及び安全投資の決定
- (イ) 安全統括管理者 : 安全管理全般の統括管理
安全に係る重要事項の代表取締役への報告・提言
- (ウ) 航空安全室長 : 安全に係る教育、啓蒙活動

ウ 各組織における人員数

職 種	人 数	備 考
操 縦 士	9	うち運航管理兼務者は7名
整備従事者	10	

エ 航空機乗組員、整備従事者の数

部 署	人 数
航空運航本部飛行課	9
航空運航本部整備課	9
業務課	3

オ 運航管理担当者の数及び整備従事者のうち有資格整備士の数

職 種	人 数
運航管理担当者	12
有資格整備士	7

(2) 日常運航の支援体制

- ア 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者に係る定期訓練及び審査の内容
- イ 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制
 - ア、イについては国土交通省航空局が定めた「運航規程審査要領：空航第58号」、
「整備規程審査要領：空機第73号」、及び「航空運送事業の許可、及び事業計画
変更の許可審査要領（安全関係）：空機第68号及び71号」に基づき実施して
います。
- ウ 安全に関する社内啓発活動の取り組み
 - (ア) 社内安全教育の実施
 - (イ) 各種安全セミナーへの参加
 - (ウ) 定期的な安全会議の実施
 - (エ) 朝のミーティング、飛行前ミーティングにおける危険予知とその防止

(3) 使用している航空機に関する情報

機 種	数	座席数	年間飛行時間	機 齢	導入開始時期
ベル式206B型	1	5	65時間01分	25年	平成16年2月
ユーロコプター式 135P2+型	1	6	252時間14分	6年	平成23年3月

(4) 運航状況に関する情報

輸送実績は路線を定めて運航していないため、省略します。

3 法第111条の4の規定による報告に関する事項（規則第221条の6第3号）

同規定に定めるトラブル等は発生しておりません。

4 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項
（規則第221条の6第4号）

(1) 当該規則第3項の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために
講じた措置又は講じようとする措置

該当する事項はありません。

(2) 国から受けた事業改善命令、厳重注意その他の文書による行政処分又は行政指導を受け
た場合には、これに関して講じた措置又は講じようとする措置

該当する事項はありません。

(3) (1)、(2) 以外に安全性向上のために講じた措置又は講じようとする措置がある場合
には当該措置

該当する事項はありません。

(4) 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取り組みの実施状況、安全上のトラブ
ルの発生状況等を踏まえた、当該事業年度における自社の輸送の安全の状況に関する総括
的な評価

2016年度における航空事故、重大インシデント等ありませんでした。

引き続き安全運航を最優先とした事業運営に取り組んでまいります。

(5) 安全報告書の対象事業年度の翌事業年度における全社的な安全指標、安全に関する各部
門における具体的な取り組み目標等の事項

社員一人一人が安全優先意識を持ちお客様の安全運航への信頼を高めてまいります。

「安全指標・安全目標値」

①重大インシデント件数 0件／年

②ヒヤリ・ハット情報提出件数 5件以上／年

③スレット・エラー情報提出件数 5件／年